

農業分野  
における

# AI・データ契約ガイドライン

- ✓ 農業データを保管し、ビジネスを行う農機メーカー、ICTベンダをはじめとする企業の皆さまへ

スマート農業を普及させるためには、農業者が安心してデータを提供できる環境を整備し、農業分野におけるビッグデータやAIの利活用を促進する必要があります。そこで、データの提供者（農業関係者）及び受領者（農業機械メーカー、ICTベンダ等）の間の契約の考え方及びひな型等を示すガイドラインを策定・公表しました。

## なぜガイドラインを作ったのですか

例えば農業者の暗黙知を形式知化してソフトウェアの形にする場合、競合産地へのノウハウ流出が懸念されます。そうした懸念を払拭しなければデータの提供は得られません。そこで、農業データの利活用を促進し、農業者が安心してデータを利活用できるルールを整備する必要がありました。

## ガイドラインの趣旨

ICTを活用した農業機械・機器を利用する農業者とメーカーやベンダ等の間で、ICTや知的財産、契約に関して共通の理解のもとでデータ利用が進むよう、本ガイドラインに準拠した契約（利用規約）であれば、ノウハウが保護され、安心してデータを受領者に提供できると理解いただけるよう契約に当たっての考え方、ひな型を網羅し分かり易く解説しています。

## ガイドラインによる制約はありますか

契約段階ではその価値がはっきりしないことが多いデータを対象とする契約で定めておくべき事項を示すものであり、契約の自由を制約するものではありません。

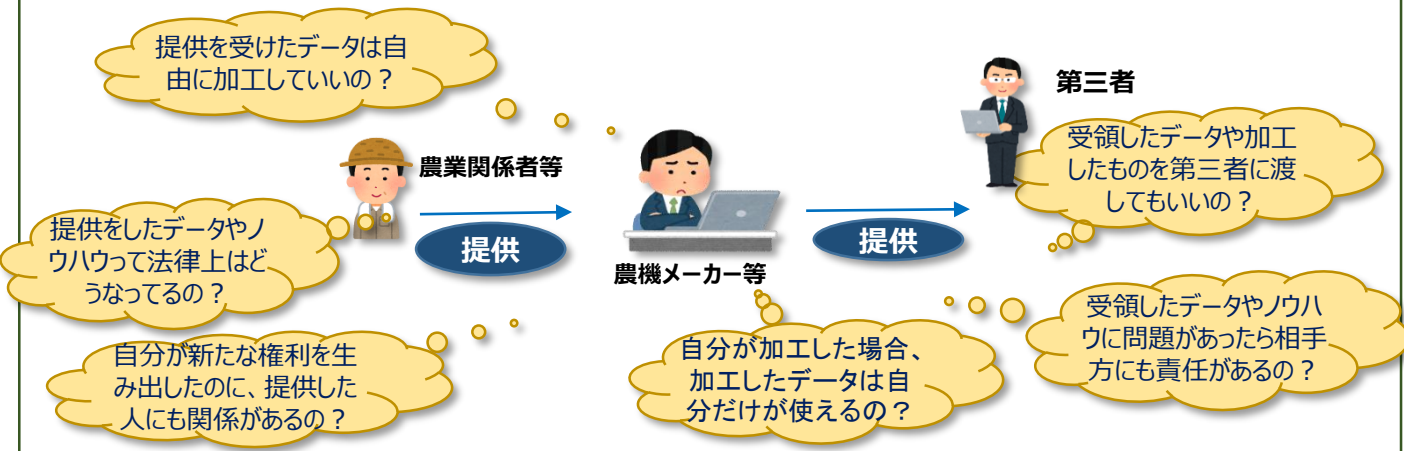
# ガイドラインの概要（特徴）

## 適用範囲（想定）

- スマート農業の利用段階（利用規約）
  - ・ 農業関係者のデータをスマート農業事業者（農機メーカー、ベンダ等）の民間事業者が利活用する際の契約
- スマート農業の研究・開発段階
  - ・ 農業関係者のデータを研究開発者（公的機関、民間事業者等）が利活用する際の二者間の契約
  - ・ 研究開発の委託者（公的機関等）と受託者（民間事業者等）の間の契約
- その他
  - ・ スマート農業事業者とプラットフォーム事業者の間の利用規約

## 契約の留意事項とひな型の解説

- データの利活用を促進するため、理解不足から生じるトラブル等を回避し、データや成果物等の関係者間の利用権限の範囲、対価の設定等ができるよう、農業の特殊性を踏まえた契約の考え方やひな型、ユースケースを充実。



### ✓ 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン

⇒<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/keiyaku.html>

※農林水産省の補助事業等を活用し、データを利用するスマート農機、農業ロボット、ドローン、IoT機器等を導入する場合、農業データを保管するシステムサービスの契約が、本ガイドラインに準拠することを要件化。

(令和3年度からの運用開始を想定し、詳細が内部で検討されています。)



## お問い合わせ

【このパンフレットについて】

農林水産省 知的財産課（電話：03-6738-6442）

【ノウハウ、データ、成果物の利用権限等を扱う契約、その他の知的財産全般に関すること】

独立行政法人 工業所有権情報・研修館（INPIT）

知財総合支援窓口（電話：0570-082100（全国共通））

47都道府県すべてに相談窓口を開設し、中堅・中小企業等の知的財産に関する悩みや課題に対し、その場で解決を図るワンストップサービスを無料で提供しています。専門性の高い相談には定期的に専門家が対応するほか、相談内容に適した専門家が訪問して支援を実施しています。